

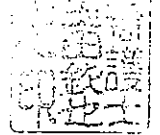




# 請 願 書

平成 25 年 9 月 25 日

兵庫県議会議長 石堂 則本 様

(請願者)

- 1 加古川市加古川町大野 1068-15  
肝炎友の会兵庫支部  
会 長 山本 宗男 
- 2 大阪市浪速区戎本町 1 丁目 9 番 21 号  
酒井家ビル 3 号館 302 号室  
B 型肝炎訴訟大阪原告団・弁護団  
原告団代表 小池 真紀子  
代 表 者 弁護士 長野 真一郎   

- 3 大阪市北区西天満 2 丁目 8 番 1 号  
大江ビル 4 階 405 号  
薬害肝炎訴訟大阪原告団・弁護団  
原告団代表 武田 せい子  
事務局長 弁護士 山西 美明   


(紹介議員)

蛸原 せや  
迎山 志博  
しの木 和良  
杉本 ちさと

丸 尾 牧

件 名

ウイルス性肝炎患者に対する医療費の助成の拡充に関する請願

## 請願の趣旨

貴議会において、ウイルス性肝炎患者に対する医療費の助成等について、衆参両議院並びに政府（内閣総理大臣・厚生労働大臣）に対し、以下の事項を内容とする意見書を提出していただくようお願いします。

## 記

### ウイルス性肝炎による肝硬変・肝がん患者に対する救済を求める意見書提出の件

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されており、肝硬変・肝がんに対する治療自体についての助成制度が存在しない。そのため重度の病態により就労困難な肝硬変・肝がん患者の多くは、経済的に苦しい中で、高額な医療費を負担せざるを得ず、生活に困難を来している。

また、現在の障害者手帳の認定基準は、肝炎対策推進協議会でも取り上げられているように、肝硬変・肝がん患者を始めとする肝炎患者の病状に合致する基準となっていないため、支援が必要な病態にある大多数の患者が認定を受けることができない現況にある。

しかし、現在、ウイルス性肝炎が原因である肝硬変・肝がんによって多くの方が亡くなられている中で、上記のように最も重篤な病態である肝硬変・肝がん患者に対する医療費を始めとした各支援制度が極めて貧弱である現況に鑑みれば、ウイルス性肝炎が原因である肝硬変・肝がん患者に対する医療助成制度の創設・生活支援制度の創設は、肝炎患者に対する各種政策において、特に緊急に取り組むべき課題と言える。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法においても、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議もなされており、上記、各事情を踏まえ、本議会においても、6月の意見書採択を前提としたうえで、新しく下記事項を国が実現するよう強く要望する。

## 記

- 1 ウイルス性肝炎による肝硬変・肝がん患者を含む肝炎医療に関する医療費助成制度を創設すること
- 2 肝疾患に係る障害認定の基準を緩和し、早急に患者の実態（特に肝硬変・肝がん患者の病態）に応じた障害者認定制度にすること
- 3 ウイルス性肝炎による肝硬変・肝がん治療に対する医療助成制度及び肝硬変・肝がん患者に対する生活支援のための制度を早期に創設すること

以上

(参考)

- (1) 現在、わが国におけるウイルス性肝炎患者は、350万人以上いると推定されているところ、国はウイルス性肝炎患者(肝硬変・肝がん患者を含む)に対するインターフェロン、核酸アナログ製剤を中心とする一定の抗ウイルス療法について、国と自治体の予算に基づく医療費助成を実施している。ウイルス性肝炎患者に対してかかる特別な措置がとられるにあたっては、平成21年制定の肝炎対策基本法の前文にあるとおり、「国内最大の感染症」である「B型肝炎及びC型肝炎にかかるウイルスへの感染については、国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、またその原因が解明されていないことによりもたらされたものがあり」、C型肝炎の薬害肝炎事件につき国が責任を認め、B型肝炎の予防接種禍事件について最終の司法判断により国の責任が確定したことが周知の歴史的前提である。
- (2) しかしながら、国が実施している現行の医療費助成の対象は、上記のとおりインターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療など一定の抗ウイルス療法に限定されており、これら治療法に該当しない肝硬変・肝がん患者の入院・手術費用等はきわめて高額にのぼるにもかかわらず、助成の対象外となっている。

そのため、より重篤な病態に陥り、就業や生活に支障をきたし、精神的・肉体的に苦しみつつ経済的・社会的にもひっ迫している肝硬変・肝がん患者に対しては、いっそうの行政的・社会的支援が求められるところであり、国の「平成26年度予算要求にかかる肝炎対策推進協議会意見書」でも、厚生労働大臣に対し予算として必要な措置として、「肝硬変・肝がん患者を含むすべての肝炎医療にかかる医療費助成制度を創設する」ことがあげられている。
- (3) ところで、B型肝炎訴訟については、平成23年の国と原告団との基本合意締結、B型肝炎特別措置法の制定にあたって、国は「予防接種時の注射器打ち回しによるB型肝炎ウイルス感染被害者は、40数万人に及ぶ」と繰り返し言明してきた。しかしながら、基本合意から2年以上を経た今日においても、B型肝炎訴訟の原告として給付金の支給対象たりうる地位にあるものは1万人程度にすぎず、大多数の被害者は救済の入り口にさえ立っていないのが現状である。被害者数と原告数とのこうした齟齬が生まれる最大の要因は、長年にわたって国が注射器打ち回しの予防接種禍の実態を放置し、平成元年のB型肝炎訴訟の最初の提起後も、予防接種禍の実態調査等を怠ったことで、時間経過により母親が死亡するなど予防接種禍を立証する医学的手段を失った被害者が膨大に存在することである。
- (4) 他方で、C型肝炎についても時間の経過に伴うカルテ廃棄等の理由により、薬害であることの被害立証が困難となった多数の被害者が存在することは容易に推定できる。

また、一定時期までは感染を回避することが簡単でなかったとはいえ、輸血によってB型・C型肝炎ウイルスに感染した者、あるいは因果関係の立証がB型肝炎に比べて医学的に困難ではあるが、客観的には予防接種その他の注射時に注射器の打ち回しによりC型肝炎ウイルスに感染した者など、わが国には医療行為に関連してウイルス型肝炎に感染した多数の肝炎患者が存在し、「国民病」としてのウイルス型肝炎は、また全体として「医原病」としての性格を濃厚に帯びている。そのため、近年では全てのウイルス型肝炎患者に対し、より厚い行政的対応を求める国民の声が広がっている。

- (5) このように、肝炎対策基本法制定後の事態の推移は、わが国のウイルス型肝炎が「国民病」かつ「医原病」としての本質をもつことをますます明らかにし、とりわけ国の責任が明確化され、国が多数存在することを認めているB型肝炎の予防接種禍被害者ですら、その多くが立証手段を失って司法救済の対象とならないという厚労行政の矛盾がいつそう鮮明となっている。

ここにいたっては、肝炎対策基本法前文の基本精神に立ち返りつつ、法制定時よりいつそう明らかとなった「国民病」「医原病」としてのウイルス型肝炎の特異性に思いをいたし、厚労行政を担う国の責任において、一般疾病対策の水準にとどまらない患者支援策をすすめるべきである。

- (6) とりわけ、高額な医療費負担と就労不能等の生活困難に直面しているウイルス性肝硬変・肝がん患者については、毎日120人以上（年約4万人）の方が亡くなっている深刻な実態に鑑み、現在は助成対象とはなっていない肝硬変・肝がんに対する治療費等にも広く助成をおよぼすよう、早急に制度の拡充・充実を図るべきである。

兵庫県議会では、6月議会において、「B型・C型肝炎患者等の救済を求める意見書」が採択され、その中の「2」において、「肝硬変・肝がん患者への支援の在り方を速やかに検討し、必要に応じた支援策を講じる事」と触れられているが、他の「1」「3」「4」の項目と並列的な意見書案の形式になっている事から、「肝硬変・肝がん患者に対する支援」については、「喫緊の課題」として意見書を採択したものではないと思われる。

今年8月2日、薬害肝炎訴訟全国原告団・弁護士及び全国B型肝炎訴訟原告団・弁護士と厚生労働大臣との間で行われた大臣協議においても、肝硬変・肝がん患者に対する医療助成及び年金制度の拡充を始めとする生活支援について、原告団・弁護士より喫緊に取り組むべき課題として協議をおこなった。その結果、田村厚生労働大臣より、「肝硬変・肝がん患者の置かれている厳しい現状については理解できた。現在、肝炎対策基本指針に基づき設けられた研究班の中で、八橋教授が行っている肝硬変・肝がん患者に対する生活実態の調査結果（今年度終了予定）を踏まえて、検討する」旨、回答があった。

また、8月23日には、肝炎対策推進協議会が、厚生労働大臣に対して「肝硬変・

肝がんを含むすべての肝炎治療に関わる医療費助成制度創設」を平成26年度の予算措置として意見しており（「平成26年度予算要求に係る肝炎対策協議会意見書」）、肝硬変・肝がんに対する助成の早急な実現が必要なことは肝炎対策の専門家にも指摘されている。

現在、上記田村厚生労働大臣の回答を踏まえて、日本肝臓病患者団体協議会、薬害肝炎訴訟全国原告団・弁護団、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団の三団体が連名で、各県議会、各地方議会に対して、肝硬変・肝癌患者に対する医療費助成を中心とした肝炎患者に対する早急な支援制度の拡充と創設を内容とする意見書の採択に向けた請願を行う方向で動いており、本日現在、西日本では兵庫県庁における本請願が、三団体による初めての請願であり、意見書が採択された場合は、兵庫県下の各自治体、及び他県、及び他県自治体における同様の意見書採択への指針となると考えられる。

- (7) 以上より、貴議会において、地方自治法第99条の規定により衆参両議院並びに政府（内閣総理大臣・厚生労働大臣）に対し意見書を提出していただくよう請願します。